要介護認定資料閲覧等電子申請についてのご案内

従来、要介護認定資料閲覧等申請は、紙ベースの申請のみを受け付けておりましたが、令和元年5月から、兵庫県電子申請共同運営システム(以下、「電子申請システム」と言います。)を利用した電子申請を 運用しています。電子申請の利用には、事前に利用登録手続きが必要です。

なお、電子申請運用開始後も従来の方法での申請は可能です。

▽申請方法の対照表

	従来の閲覧申請方法(紙申請)	電子申請
申請方法	申請書を窓口に提出(来庁必要)	電子申請システム上で完結(来庁不要)
申請可能な時間	開庁時間のみ	原則、24時間対応(*)
利用登録の要否	不要	必要
複写料	1 枚につき 10 円を実費徴収。	令和2年4月1日以降申請分より無料。
		☞金融機関営業時間外でも受取可能に。
資料の交付方法	窓口交付	窓口交付(従来と同様)

^{*}電子申請システムのメンテンナンスなどで申請できない期間が生じることがあります。

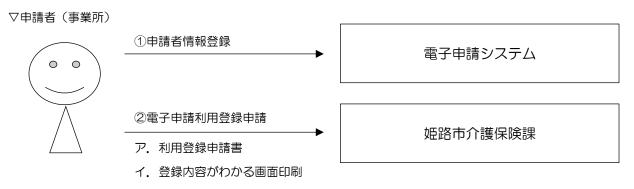
1 申請対象者

被保険者本人の介護サービス計画(ケアプラン)作成を行う居宅介護支援事業所、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、介護保険適用施設 (*1)

- ※1:介護保険適用施設とは、下記(i)~(iii)の施設を指します。
 - (i)介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)
 - (ii) 認知症対応型共同生活介護適用施設
 - (iii) 特定施設入居者生活介護適用施設
- ※2:個人の方は、電子申請できません。
- ※3:入所日が直近3か月以内の場合は、電子申請で対応できませんので紙申請をお願いします。

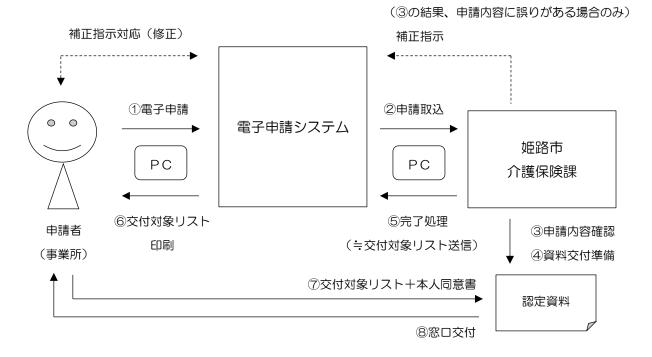
2 利用登録の手続方法(原則、一度限り)

- (1) 電子申請システムへの申請者情報登録(申請者 | Dの取得)
- (2) 姫路市への要介護認定資料閲覧等電子申請利用登録申請(下記ア・イを紙ベースで提出)
 - ア. 要介護認定関係資料閲覧電子申請利用登録申請書
 - イ. 電子申請システムの申請者情報登録内容がわかる画面を印刷したもの



(裏面あり)

3 電子申請のイメージ(申請から交付までの流れ)



※申請の到達時、申請内容の確認完了時、交付準備完了時、補正指示のそれぞれのタイミングでメールを送信します。 ※認定資料は交付対象リスト等と引き換えに交付しますので、資料交付準備完了のメール受信後、<u>電子申請システム</u>から交付対象リストをダウンロードしてください。

4 認定資料の交付方法等

(1) 交付の場所

姫路市役所本庁2階 介護保険課認定担当窓口

※電子申請では、原則として、郵送での認定資料の交付は行いません。

(2)窓口交付に必要なもの

- ①交付対象リスト(資料の交付準備が終わり次第、順次送信します。)
- ②交付対象リストに記載された対象者全員分の本人同意書 ※ホームページに様式の掲載あり。

5 複写料

令和2年4月1日(水)以降に電子申請があったものを対象に、複写料を無料化。

- ※令和2年3月31日までに電子申請があった場合は、1枚につき10円を実費徴収します。
- ※紙申請に関しては、令和2年4月1日以降も、1枚につき10円を実費徴収します。

6 電子申請の操作方法について

姫路市電子申請 要介護認定関係資料閲覧等申請(事業所用)ページの「ダウンロードファイル」に 事業所用の操作マニュアルを用意していますので、必要に応じて、参照してください。

7 問い合わせ先

姫路市役所介護保険課 認定担当〔電話:079-221-2447・2448〕